

東京税財政研究センター

会 報

第49号

2005.5.20 発行

発行人 吉 本 貢

東京都新宿区百人町1-18-11

百人町秋山ビル4F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

恐るべき庶民大增税時代の到来

～いま、何をすべきか — 税務行政の動向 —

2月公開講座に69名

確定申告期の序盤ともいえる2月2日に、恒例の当センター公開講座が中野サンプラザに69名の参加者をもって開かれた。「恐るべき庶民大增税時代」の背景を反映して活況ある報告と討論を見せた。

講座は、「税務行政をめぐる動向」の永沢会員の報告によって進められ、次いで各会員から「確定申告の動向と留意点」「譲渡所得の改正点、留意点」「滞納処分の実態」の報告が行われ、特に今回は「新会社法と税理士」について青木会員が報告し、注目を集めた。

討論があって講座はしめくくられ、時間切れが惜しまれつつ閉会になった。



■ 税務当局はいま……。申告内容チェック（修正、大作戦） ■

事後調査

入力データ誤り分のうち事後処理として区分したもの／所得税 消費税の還付申告書で還付保留とした者／社会保険庁から未納者情報に係る者

着眼調査

同族会社からの受取利息、受取配当の申告洩れの者／不正還付と認められる者／消費税等の申告はしているが所得税の申告をしていない者／取得価額引継整理票のある者／不動産所得の経費の中に家事関連費の付け込みが想定される者／決算書・内訳書の売上原価・経費・所得金額の計算に誤りのある者／青色専従者給与の多額な者／事業規模に達していない者／給与所得と不動産所得の赤字を損益通算して還付を受けている者で不動産所得の赤字について検討する必要がある者／少額配当のみを申告している者で資金の出所を検討する必要がある者

「公債不発行は憲法 9 条の裏書」

日本国憲法と財政について ～憲法記念日に思ったこと～

❖ 日本国憲法と財政

現行憲法の特質は主権在民と平和主義にあり、第七章で財政（第 83 条ないし第 91 条）を定め、第 83 条に外国憲法に例のない財政処理の基本原則において「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」と国会中心財政の基本原則を明らかにし、以下、租税法律主義（第 84 条）から第 91 条まで国会の議決、承認あるいは国会への報告を必要とする事項を具体的に列挙し、また、衆議院の予算先議と予算審議に関する衆議院の優越（第 60 条）を定めている。

さらに、憲法の付属法である財政法は第 4 条で公債不発行・健全財政主義を、第 5 条で公債の日銀引き受け禁止を定めている。なお第 4 条で公共事業費等に充てるための公債発行、第 5 条で特別の理由がある場合の公債日銀引き受けについて、国会の議決を条件に認めているが、この定めは例外であって、常時公債が発行できるとか、迂回的な日銀引き受けが常態となるような一般化を認めるものではない。

これら制度は大日本帝国憲法（以下、明治憲法という）下で行われた数次の戦争、特に日中戦争・太平洋戦争の経験と敗北の教訓から生まれたものだった。

たしかに明治憲法は「新タニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ定ムベシ」（第 62 条）のように近代憲法の系譜を継いでいるが、原則は財政もまた天皇大権の行使であって、たとえば議会が招集できないときには勅令で増税や

歳出が出来る緊急処分など多くの例外を定め、議会の関与を厳しく制限し、くわえて衆議院と貴族院を同格とした。

❖ 議会と臨時軍事費

二つの例をあげよう。まず議会の問題である。明治憲法は戦争を遂行するために歳計統一の原則の例外として臨時軍事費特別会計を認めていた。この制度は宣戦の時から戦争終結の時までを一会計年度とするもので、日中両国が全面戦争に突入したため北支事変を支那事変と改称した 1937 年 8 月から敗戦により占領軍指令で廃止を命じられた 1946 年 2 月まで 8 年半の間、設けられ、戦費の大部分を賄った。

その特徴は、戦争末期の 1944 年度で同会計の歳出規模が 735 億円と一般会計 215 億円の 3・4 倍に達したように財政の基本となっていたにもかかわらず、議会の統制がまったく不可能だったことである。

すなわち

1. 戦争の終結までを一会計年度とするため随時、追加予算の提出が可能なこと（この期間の追加予算提出回数は 12 回）。
2. 天皇大権である統帥権と軍事機密が重なって議会での審議が不可能な予算形式になっていたこと。具体的にはたとえば予算項目で、歳出の部では款が「臨時軍事費」の一款、項が「陸軍臨時軍事費」、「海軍臨時軍事費」、「予備費」の三項に過ぎない等である。

ただし、形式としては議会の協賛を得てい

たのだが、この会計の審議に費やした日数は最長でも一ヶ月半でこれは唯一の例外であり、多くの場合は2日から3日間に過ぎず、1日という例さえあった。また、1銭の修正もない。

現行憲法の徹底した議会中心財政の制度は国会に対してこうした苦い歴史を繰り返さないことを求めるものである。

※ 公債なければ戦争なし

次に公債である。日支事変と称した1937年から事後処理を含めた1947年までの10年間に支出した戦費総額は実額で7559億円となり、この金額を1953年ベース（物価指数）で修正計算すると約89兆2000億円に達し、当時の予算の90年分に匹敵するという（「昭和財政史 iv 臨時軍事費」大蔵省昭和財政史編集室編 東洋経済新報社）。現在価値ではどれほど巨額なものとなるのだろうか。

そのおよそ86%が公債で賄われ、多くを日本銀行が帳簿上資産に計上してそれに見合う通貨を発行し、政府は戦費に充てた。

このため、財政法はさきに紹介したとおり公債不発行と日銀引き受け禁止を定めた。この起草にあたった平井平治大蔵省主計局法規課長（当時）はその著書で財政法第4条の公債発行禁止が戦争の歴史に対する反省によりつくられたものであり「憲法第9条の裏書き」（「財政法遂条解説」一粒社）であると記している。

また、1965年、公債発行が戦後はじめて行われようとするとき、「財政法4条を無視して、公債発行がルーズになったならば、目先はともかくとして長期的には軍備拡張と軍国主義復活に利用され、戦争への途に近づく危険なしとはいえない」（木村禧八郎「公債史にみる教訓」エコノミスト 1965. 12. 7 毎日新聞社）という警告もあった。

※ むすび

わが国財政の現状は異常である。一般会計歳入に占める公債金収入割合が40%を超え、景気回復期にありながら元利償還費である国債費が公債金収入を下回り、公債残高が累積している。国債残高約680兆円（地方債等の公信用全体では1000兆円以上）という借金の山が国民の前に聳え、年々高くなっているのである。この姿は現行憲法と財政法の空文化により生じたものである。そのうえこの解決には消費税率の大幅引き上げのみが現実的対策であるような風潮が強まっている。

憲法で定めるルールを破って既成事実をつくり「現実」とする悪しき「現実主義」は、アメリカの世界戦略を追認して集団的自衛権の行使を認めるために世界有数の装備を持つに至った自衛隊の身の丈に合わせて憲法第9条を改めようとする発想と同根である。しかしこのようなつくられた「現実」の追認から未来は生まれてこないし、戦争費用を調達するための消費税増税→公債増発という悪循環さえ想定できる。

21世紀のそれほど遠くない時期を見通しても、わが国は国内で少子高齢化が進むのに対応して社会構造を福祉社会型に転換しなければならない。対外的には東アジア諸国との政治的・経済的協調が不可避であり、そのためには、平和・友好・軍縮が必要となる。当然、財政再建もこの立場から行われなければならないのである。

その場合、歴史に学び主権在民と平和主義を基調とした現行憲法はこれら課題実現のために国内を規律し、国際的活動の指針となりうるものであって、改憲論とは比較できない価値の高さを持っている。

熊澤 通夫（センター理事）

— スタート —

「公益法人等 課税研究会」

昨年10月「公益法人会計基準の改正」に続いて、今国会での「非営利法人制度の創設」、政府税制調査会での非営利法人課税審議の開始等、公益法人等をめぐる環境が大きく変化するも、各団体に対し税の専門家として社会的援助を行うことを目的に、「公益法人等課税研究会」が3月25日発足しました。研究会メンバーは、センター法人部会メンバーに団体課税問題を手掛けてきたと思われる数氏に参加をお願いしました。

当面月一回程度を目途に、以下のような研究を行うこととしました。

- ① 情勢の把握 — 国会審議や政府税調の動きをつかみ整理する。
- ② 公益会計の習熟 — 公益会計の基本や正味財産増減計算書作成など実務をマスターする。
- ③ 課税問題の習熟 — 法人税における収益課税、消費税課税について問題点を抽出し整理し、申告書作成の実務をマスターする。
- ④ 出版物の作成 — 以上の研究成果をもとに事例集など出版物を作成し、公開講座、各団体への学習会への教材として活用する。

第1回は、「公益法人とNPO法人について（青木会員）」、「公益法人と税務（鈴木会員）」、第2回は、「公益法人会計の基本問題（鈴木会員）」、「公益法人と税務調査（佐々木会員）」について学習しましたが、次回は6月6日、矢野会員による「公益法人の税務・会計実務、労働組合会計基準」をテーマに行います。

ザ・コラム

— 街で聞いた話 —

▼ 僅かな年金を頼りに暮らしている老夫婦がいました。雨の日になると、待ちかねていたようにして、二人は老いた体に傘をさし、支え合って近くのスーパーへ食べ物を買に行くのです。「雨降り割引」があるからでした。一パック200円（税込）割引10円の稲荷弁当を買って帰り、分け合って食べました。そのうち二人とも体が利かなくなり、とうとう外にも出られなくなりました。しかるべき役所に助けを求めましたが、それっきりで、その電話も今は切られていました。「大丈夫だよ お前、税金も介護保険料も消費税だってそのために払ってきたんだし、政府が見捨てるはずはないよ」「そうですよね、政府が嘘をつくはずはありませんよね」。

しかし誰も来ませんでした。

▼ 一人の男が「東京大空襲」のパネルを立てて、道行く人に、戦争がいかに悲惨か、武力が無益か、説いていました。そこに若者の一団が通りかかりました。一人が言います、「馬鹿だなあ、負けたからこんな羽目になったんだ」「けんかに勝つには武力がいるんだ」。さんざん嘲笑して立ち去りました。さて、それからまもなくして、若者たちのところに警官がやってきて、憲法が変わったことを告げ、全員、兵隊に連れて行きました。 (Y)

☆ 会 員

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ・竹村 昭 | 住所 船橋市三山3-41-7 |
| 事務所 | 同上 |
| ・高橋 良 | 住所 中野区大和町1-18-21 |
| 事務所 | 新宿区百人町1-18-11
東京合同事務所 |
| ・浅井正 俊 | 住所 藤沢市本鵠沼1-12-31 |
| 事務所 | 横浜市戸塚区戸塚町3974-1-301
桑原税理士事務所 |

- | | |
|-------|------------------|
| ・浅井優子 | 住所 藤沢市本鵠沼1-12-31 |
| 事務所 | 同上 |

☆ 賛助会員

- | | |
|-------|------------------------|
| ・横山和夫 | 住所 立川市栄町5-36-31 |
| 事務所 | 立川市高松町2-1-21
三科ビル2F |

新
入
会
員
紹
介